

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 5 月 30 日現在

機関番号：12611

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K16921

研究課題名(和文) ムスリム家族・近代・イスラーム法廷：19世紀イラン女性の権利主張戦略

研究課題名(英文) Muslim family, modernity, and Sharia Courts: Iranian women claiming their rights

研究代表者

阿部 尚史 (Abe, Naofumi)

お茶の水女子大学・基幹研究院・助教

研究者番号：20589626

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、西アジアを中心に歴史的なムスリム社会の家族構造における女性の役割を、特に現地語の様々な史料から読み取り、近代化との関係も含めて論じることを目的とした。本研究では特に世界的にも研究が少ないイランの女性に着目し、法的な権利主張の背景を考察した。本研究で分析した範囲ではあるが、女性は中・長期的家族関係を視野に入れて、権利の請求・留保を行っており、従来の中東家族史研究で見られた女性と男性親族という対立関係から捉えるのは必ずしも十分ではないことが明らかになった。こうした成果の一部として、『イスラーム法と家産』(中央公論新社)という形で2020年2月に刊行した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、イスラーム法と女性の関係を具体的な事例から読み解いた。特にヴェールの共生着用などで女性差別の典型と見做されているイランの事例を取り上げ、女性たちの主体的な財産行為と男性親族との多様な交渉を描くことで、表面的な女性抑圧像とは違った側面を描き出すことができたと考える。また単著として『イスラーム法と家産』を刊行することで、研究成果の一部を日本社会にも還元することができた。このほか、『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1 結婚と離婚』など、より手取りやすい本にも寄稿し、一般社会にも広く研究成果を公開することに努めた。

研究成果の概要(英文)：This project discussed roles of women in families of Muslim societies of West Asia, based on Persian archival materials, taking into account "modernization." A special emphasis was on the case of Iran since very few researchers have investigated into the social history of Iranian women based on legal documents. This project points out that women's strategy of claim to their right was closely related to the long term family connection. Thus it is better to grasp options chosen by female relatives rather than focusing on the confrontation between women and male agnates, whose viewpoint has been relatively prevalent in Middle Eastern Studies.
Of major outcomes of this project, "Islamic Law and Family Estate" was published in February 2020.

研究分野：西アジア史

キーワード：ムスリム女性 イスラーム法廷 法廷文書 相続 イラン

1. 研究開始当初の背景

法的平等をはじめ、政治参加、教育、就業など、「女性の権利」がどれほど認められていたのかという問いは、ときに西欧近代の視点から見た「文明化」の度合いを測る物差しという視点を孕みながらも、歴史学、社会学、教育学、人類学、法学など多彩な学問分野で、世界史上の様々な時代・地域を対象に議論されてきた。このなかで、中東地域のムスリム（イスラーム教徒）社会にかんしては、他地域と比較して女性の財産権が認められていたことが、研究者によってしばしば強調されてきた（たとえば Ahmed, L., *Women and Gender in Islam*, New Haven and London, 1992, p. 111）。そこには、一夫多妻の容認、離婚に際しての女性の不利な立場、ヴェールの着用など、イスラームの教義とムスリムの慣習では、女性の地位が十分に保証されていないという負の印象があるため、それに反論する材料のひとつとして、女性に財産権が認められていたことを積極的に紹介し、イスラームが必ずしも女性に抑圧的ではないと主張する狙いがあったと思われる。

このように法的に財産権が保証されていることにより、ムスリム女性が積極的に訴訟行動を起こしたのは間違いのない。ムスリム女性の司法行動にかんする社会史的研究は、オスマン朝領域のアナトリアやアラブ圏を対象に、いわゆるイスラーム法廷記録簿 *sijillāt* と呼ばれる史料の分析を通して着実に研究が進められている。ジェニングスらの研究は、いわゆる「近世」に、オスマン朝治下の女性が男性と同様に訴訟や権利請求を積極的に行い、イスラーム法廷が擁護したことを明らかにしている (Jennings, R., "Women in Early 17th Century Ottoman Judicial Records: The Sharia Court of Anatolian Kayseri," *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 18, no. 1 (1975), pp. 53-114)。

また、アラブ女性社会史研究を牽引してきたタッカーも、19世紀エジプトのイスラーム法廷が女性の財産請求を支持していたと指摘する (Tucker, J., *Women in Nineteenth-Century Egypt*, Cambridge, 1985)。ただし、タッカーは、女性による財産権行使を巡って、女性と夫の男性親族の対抗関係を強調し、二項対立的な図式を提示している (Tucker, *Women in Nineteenth-Century Egypt*, pp. 44-46)。

2. 研究の目的

上記の背景を踏まえて、本研究は、(1) ムスリム女性の財産関連訴訟と紛争解決の実態をつかみ、法的な権利主張の多様なあり方と、家族との関係に影響を受けて構築される戦略性を示すことと、(2) 主に家庭・家族、女性の法的な立場、結婚、離婚、子育てにかんする、19世紀末から20世紀初頭の新聞・雑誌・回想録に掲載された記述(論説記事や読者の声)を分析することを目的とした。こうした考察は、既往のイラン近代女性史研究による、「近代」以前の女性が無知で主体性を欠く」という否定的な理解を再考する。法関連文書から導かれる成果を、近代史の文脈を再検討するために利用する研究は、イラン史研究では見られず、本研究はイラン女性史における近世史と近代史を統合し、中東家族史を発展させることも目指した。

3. 研究の方法

本研究では、イランの名家に注目し、19世紀イランのイスラーム法関連史料、地方史史料、帳簿、書翰、警察報告、新聞など多岐に亘る分野の史料を解読し、具体的な事例を基に女性の権利主張を長期的に分析することとした。この際、中東・西アジア史研究に留まらず、他地域の法社会史研究の成果も積極的に取り込んだ。本研究を推進するには、まず必要な史料を収集することが重要であったため、主としてイランに渡航し、イラン国立公文書館(テヘラン本部およびタブリーズ支部)、議会図書館、国民図書館、テヘラン大学附属図書館などで資料調査を行い、現地の規定で可能な範囲で、史料の複写や画像データを入手した。タブリーズの文書館に所蔵されているアミールカビーリヤーン文書とテヘランの国立公文書館に所蔵されるザフラー・ハサニー文書は特に注目すべき文書であり、この分析が中心となった。

また、現地の専門家との意見交換を積極的に行い、ペルシア語文書研究及び歴史研究に関わる最新の研究情報の収集も併せて行った。その過程で、タブリーズ市において個人に所蔵される文書も調査することができ、文書館で調べることができる情報を大いに補うことができた。

4. 研究成果

(1) 女性の権利主張と家族関係

本研究では、史料的な有効性に基づき、イラン北西部の中心都市タブリーズの有力

家族ナジャフコリー・ハーン・ドンボリーの一族に着目して、考察を進めていった。この家族は 18 世紀中葉以来、タブリーズ周辺に影響力を保持し、18 世紀末にカーギヤール朝が成立した後も立場を替えてつ生き残り、20 世紀初頭のイラン立憲革命期まで存続していた。

そこで、まずこの家族が蓄積した財産の全体像を、売買文書や贈与文書等のイスラーム法契約文書群からできる限り抽出した。そのうえで、20 世紀前半に至るまで、相続をへてどのように財産が受け継がれたのか、世代ごとに可能な範囲で個々の物件の帰属先を追跡調査した。そうした基礎的な情報を基にして、相続を受けた女性が獲得した財産をどのように処分していったか、世代ごとに細かく分析を重ねた。なお女性の財産獲得については、とくに相続による財産取得と婚資（妻が夫から結婚時に受け取るとされ、妻に排他的に属す財産）の取得に注目した。一族の財産行為を家族内の人間関係との関連性を詳しく分析したところ、このナジャフコリー・ハーン・ドンボリー一族の事例では、女性は家長との人間関係や中・長期的家族成員全体との関係を視野に入れて、相続権、婚資請求権などの、いわば女性としての権利を請求したり時には、留保したりするなどして、以下のような柔軟な対応をとっていたことが明らかになった。

- ・相続分を放棄して近親者に移転（第 2、3 世代）
- ・相続分の取得を留保（第 2、4 世代）
- ・相続分を取得（第 1、5 世代）
- ・相続分を巡って紛争（第 5 世）
- ・全財産の相続（第 6 世代）

つまり、従来の中東家族史研究で見られた女性と男性親族という対立関係から捉えるのは必ずしも十分ではないことを明らかにすることができた。これに加えて、イスラーム法的には想定されていない、家や家産といった存在を大体のところ認めることができるのではないかと議論を展開することができた。このイランの有力者の「家」は、イスラーム法に支えられたものでもなければ、当時の社会制度・慣行によって裏打ちされたものとも言い難い。そのために、特に家産の存続には、近親者間の私的な結びつき・関係性に依存していた側面が大きい。例えば、次世代の家の代表者、すなわち家長との関係性によって、遺産分割や財産取得に関する女性の対応に違いがあることも、個人の思惑に基づき家の存続を助けていたことの傍証となる。

・まとめ

こうした属人的文脈に依存する組織であるイランの家は、当事者の存命中は機能するものの、成員の死により大きな危機を迎えることになりうる。なお時代状況が、こうした私的関係に基づく「家」の存続を促したことが窺えた。この家の顛末は、最終的には、女性による家の継承にまで発展している。被相続人が、弟など傍系への家産の移転を拒み、女性配偶者に財産を委ねたという事実とそれに伴い配偶者である女性が事実上家を相続したことに加えて、当時のイスラーム法学者が傍系親族の挑戦を退けて、女性の相続を認証したことは非常に示唆的である。本研究は事例研究ではあるが、法運用は必ずしも恣意的に行われるのではなく一定の規範に則っている。したがって、本事例に示される在り方は、社会全体の家族・女性に対する見方とも密接に関わっているはずである。

（ 2 ）女性の婚姻と近代

本研究では、イランの婚姻と近代化との関係を再考することも研究課題の一つとした。具体的には、婚姻儀礼と近代化の関係を調査する研究（ 2 - 1 ）と、家族・世帯の近代から見る婚姻の変化である（ 2 - 2 ）。イラン史研究では、歴史的な婚姻制度は未着手の研究分野である。

2 - 1 について、まずは、シーア派の婚姻制度を詳しく調査し、スンナ派の婚姻制度との違いを明確にしておく必要があることが明らかになった。そこで、19 世紀前後のイランにおける婚姻に関わる情報を幅広く収集することとした。具体的には、シーア派法学書に見られる婚姻の規定、イラン民法典、婚姻契約文書に見られる様々な情報、地方史に見られる婚姻儀礼情報、警察報告に見られる婚姻儀礼実施状況、寓話の中に見られる婚姻儀礼などである。

この研究のなかで、スンナ派法学の婚姻規定とシーア派法学の婚姻規定の差異が浮かび上がってきた。そして、現在のイラン民法典に記載されている婚姻に関わる様々な規定が、シーア派法学の影響を強く受けていることが分かった。ただし、単純に引き写しているわけではないことに注意が必要である。語彙の選択（特にアラビア語からペルシア語への置換えなど）を始め、20 世紀初頭のイランの近代化政策と軌を一に

する部分がかかり見られるのである。

シーア派法学の特徴と、近代化の影響については、より精緻な法学書類の分析と調査を要する。

また、警察報告に結婚式にかかわる情報が多数みられたことも指摘しておくべき点であろう。多数の人間が集まる結婚式や婚約締結の儀礼に対して、政府は神経質になっていたことが窺えるのである。つまり、結婚が個人の問題だけでなく、社会および国家の関心の対象となっていくのである。

2 - 2 (家族世帯研究) に関しては、19 世紀後半のイランの国家事業の一環として作成された世帯調査記録を利用した。この記録の集大成は *Majmu'e-ye Naseri* としてまとめられた。*Majmu'e-ye Naseri* 作成過程で集積された統計は、必ずしも国家が管理するのでなく、地方における管理に委ねられたようで、具体的には地方官吏の個人所蔵に托されることになったと考えられる。これまでに収集できたのは、タブリーズの 5 街区の世帯記録である。この記録には、世帯主の名前、出身地、職業に加えて、配偶者の数、子女の数が記されており、家族・世帯の在り方を知るうえで重要な情報を提供している。

この世帯調査史料に基づき、タブリーズの一部ではあるが、チャハールメナル地区、デヴェチー地区、ホクマーバード地区、ダルベサルド地区の状況を分析した。そこから、一夫多妻の傾向、男子選好傾向が窺えた。また地区ごとにかなり傾向が異なることも分かってきた。さらに、統計に表れている範囲ではあるが、構成住民の傾向が、これまでに情報が知られているテヘランとは大きく異なることが分かってきた。

今後は史料は入手することができたが、分析ができなかった残る一街区 (ヒヤーバーン地区) の世帯記録の調査を進めて、総合的な情報調査を実施する予定である。

・まとめ

家族と近代に関する研究は、主として法学書、法典等に加えて、各種叙述史料を用いた部分と、統計資料を用いた部分の二つの側面から迫った。それぞれこれまでの研究では十分解明されていなかった、または未着手の部分にかなり肉薄することができている。近代化が家族に与えた影響は家族そのものの構造の変化というよりも、社会や国家が家族というものを選択的に捉えて、叙述・記録していくという過程であるともいえるのである。イラン近代における「家族の創造」の分析を今後もさらに推進する必要があり、その過程で、近世から近代における女性の立場の変化が、国家・社会の女性観のとらえ方の変容と関係していることを明らかにできると考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 阿部尚史	4. 巻 980
2. 論文標題 「不安定」に満ちた文書調査 イランにおける文書館利用と文書調査	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 43-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 阿部尚史	4. 巻 68
2. 論文標題 書評：Hashem Rajabzade (ed.), Asnad-e Hoquqi va Qazai va Asnad-e Ebadi va Aine-ye Dowre-ye Qajar	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 247-252
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Naofumi Abe	4. 巻 10
2. 論文標題 Politics of Poetics in Early Qajar Iran	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Journal of Persianate Societies	6. 最初と最後の頁 129-157
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 18747167-12341311	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 渡部良子・阿部尚史	4. 巻 94
2. 論文標題 16世紀サファヴィー朝期のペルシア語財務・簿記術指南書	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 アジア・アフリカ言語文化研究	6. 最初と最後の頁 383-485
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 6件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Naofumi Abe
2. 発表標題 Indigenous Armenian under Safavid and Qajar Sovereignty
3. 学会等名 Association for the Study of Persianate Societies (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Naofumi Abe
2. 発表標題 Poetry and Authority at Fath-'Ali Shah's Court
3. 学会等名 Universita di Napoli "l'Orientale" (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 阿部尚史
2. 発表標題 近代イラン社会における婚姻慣行
3. 学会等名 近代中央ユーラシア比較法制度史研究会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 阿部尚史
2. 発表標題 19世紀イラン社会の婚姻
3. 学会等名 早稲田大学地域・地域間研究機構 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 阿部尚史
2. 発表標題 手段としての「女性史」
3. 学会等名 イスラーム・ジェンダー科研、公開シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 阿部尚史
2. 発表標題 19世紀イラン社会の婚姻：制度と実態
3. 学会等名 日本イスラーム協会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Naofumi Abe
2. 発表標題 Tabrizi Notable Family and Family Property
3. 学会等名 DYNTRAN (dynamics of transmission)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 阿部尚史
2. 発表標題 財産目録・帳簿史料に見る家産の維持・存続 19世紀後半におけるイラン有力者家族の実践
3. 学会等名 九州史学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Naofumi Abe
2. 発表標題 Urban Household Structure in 19th Century Iran: The Case of Tabriz
3. 学会等名 Ninth European Conference of Iranian Studies (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 阿部 尚史	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央公論新社	5. 総ページ数 368
3. 書名 イスラーム法と家産	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----